

お客さま各位

上越信用金庫

## 電子交換所の設立に伴う

## 「支払可能日」の変更および「取立手数料」の改定について

いつも上越信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

令和 4 年 11 月に全国の手形交換所が廃止され、電子交換所が設立されます。電子交換所の設立後は、原則全ての手形・小切手が電子交換所での取扱いに変更されます。

これに伴い、当金庫では「支払可能日」の変更および「取立手数料」について改定させていただきますので、下記のとおりご案内申し上げます。

何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

## 記

## 1. 「支払可能日」の変更

電子交換所の設立後は、原則すべての手形・小切手が電子交換所での取扱いに変更となるため、「支払可能日」が統一されます。

## (1) 変更日

令和 4 年 11 月 2 日（水）ご入金分より

(2) 窓口入金された小切手における「支払可能日」の変更

支払場所	現 行	変更後
当金庫本支店	入金日の 2 営業日後 午前 10 時 30 分	入金日の <u>3 営業日後</u> 午後 1 時 30 分
上越手形交換所	入金日の 2 営業日後 午後 1 時 30 分	
長岡手形交換所	入金日の 4 営業日後 午後 1 時 30 分	
第四北越銀行安塚支店 (店頭交換取扱先)	入金日の 3 営業日後 午前 10 時 30 分	

(3) 代金取立入金された手形における「支払可能日」の変更

支払場所	現 行	変更後
当金庫本支店	支払期日の翌営業日 午前 10 時 30 分	支払期日の <u>翌営業日</u> 午後 1 時 30 分
上越手形交換所	支払期日の翌営業日 午後 1 時 30 分	
第四北越銀行安塚支店 (店頭交換取扱先)	支払期日の翌営業日 午前 10 時 30 分	
上記以外の集中取立分	支払期日の翌営業日 午後 3 時 30 分	

## 2. 「取立手数料」の改定

電子交換所の設立後は、原則全ての手形・小切手が電子交換所での取扱いに変更となるため、「取立手数料」の取扱区分の変更および料金を改定させていただきます。

### (1) 手数料改定日

令和4年11月4日（金）受付分（割引手形は申込受付分）より

### (2) 改定後の手数料

(税込)

種 類	同一店舗内	当金庫本支店宛	電子交換所参加 金融機関宛
代金取立	無 料	440円	440円
小切手即時入金	無 料	440円	440円
割引手形	無 料	440円	440円

※電子交換所に参加しない金融機関宛の手形・小切手は「個別取立」となり、880円かかります。

### (3) 個別取立の取扱いについて

電子交換所の設立後は、電子交換所での取扱いに変更となります。ただし、電子交換所に参加しない金融機関宛の手形・小切手や、通帳の取立等電子交換の対象外のものは「個別取立」となります。

### (参考) 現行の取立手数料

取扱店	種 類		右記以外の店舗	浦川原	上越手形交換所 加盟の他行庫宛	左記以外の他行宛	
下記以外 の店舗 (上越手形交換所 加盟店舗)	代金取立	至急扱	無 料	220円	220円	880円	
		普通扱				660円	
	小切手即時入金手数料		無 料			550円	
	割引手形		無 料	220円		440円	
浦川原支店	代金取立	至急扱	220円	220円※1	660円	880円	
		普通扱				660円※2	
	小切手即時入金手数料		無 料			550円	550円※2
	割引手形		220円	220円※1		440円	

※1 同一店舗内は無料です。

※2 代金取立・小切手即時入金手数料で浦川原支店取扱…第四銀行安塚支店宛の場合は220円です。

## 3. 紙の小切手・手形から電子的な決済手段への移行について

金融界は、政府で閣議決定された約束手形の利用廃止と小切手の全面的な電子化に向けて、政府・産業界と連携しながら2026年度末までに手形・小切手の全面的な電子化を目指しています。当金庫でも、「インターネットバンキング」や「でんさいネット」のサービスを用意しております。導入していただくことでお客さまのペーパーレスや事務軽減にもつながりますので、ご検討いただきますようお願い申し上げます。

以 上

ご不明な点がございましたら、窓口までお問い合わせください。